



佐賀労働局発表
令和4年8月8日(月)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 川浪 盛雄
賃金指導官 山下 恵美子
(電話) 0952(32)7179(直通)

「佐賀県最低賃金」改正の答申について

佐賀地方最低賃金審議会（会長 富田義典）は、佐賀労働局長（重河 真弓）から本年7月6日に佐賀県最低賃金改正決定の諮問を受けて調査審議を続けてきましたが、下記により開催される予定の第434回佐賀地方最低賃金審議会において、佐賀県最低賃金の改正について答申を行う予定です。

記

- 1 日 時
令和4年8月8日（月曜日） 午後3時00分から（予定）
- 2 場 所
佐賀第2合同庁舎5階 大会議室1
（佐賀市駅前中央3丁目3-20）
- 3 議 題（予定）
佐賀県最低賃金の改正について
佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について
その他
- 4 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。
 - ・発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。また、体調が悪い方については、入室をお控えいただく場合があります。
 - ・当日はマスクの着用、手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底へのご協力をお願いします。
 - ・会議室入口での体温測定及び手指のアルコール消毒にご協力ください。

参考

最低賃金とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。アルバイト、パートタイム労働者などを含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められている。

今後の審議

佐賀地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される予定の引上げ額の「目安」を踏まえ、地域の実情（賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果（引上げ額等）について審議会会長から局長に対して答申がなされる。

これを受け、局長は異議申出に係る公示を行い、異議が提出された場合には、改めて同審議会において審議を行い、その結果が答申される。

これを受け、局長は新たな最低賃金額等を決定し、官報公示を経て発効する。

佐賀県の最低賃金

821円（令和3年10月6日から効力発生。前年から29円引上げ。）

なお、全国で最も高い地域別最低賃金は東京都最低賃金の1,041円で、最も低いのは、高知県、沖縄県の820円。全国加重平均は930円。